

1. 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳以上の後期高齢者について新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始される。

今後の高齢社会において持続可能な医療保険制度体系の確立を図るためには、後期高齢者医療制度の円滑な運営が不可欠であり、市町村がそれぞれ単独で取り組むよりも他の市町村と協力して広域的に事務処理を行う方がより効率的であると考えられることから茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が平成19年1月24日付で設立された。

広域連合は、地方自治法に規定される特別地方公共団体になり独自の首長や議会を持ち責任を持って財政運営にあたる。

後期高齢者医療の運営主体として、保険料の賦課・医療の給付・医療費の通知や保健事業等を行い、各種届出の受付・保険料の徴収や被保険者証の引渡し等の窓口受付は市町村が行う。

2. 歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は、1,354,203千円となる。

区 分	平成20年度	構成比率
後期高齢者医療保険料	672,893	49.7
使用料及び手数料	1	0.0
繰入金	681,302	50.3
諸収入	7	0.0
歳入合計	1,354,203	100.0

区 分	平成20年度	構成比率
総務費	84,518	6.2
納付金	1,269,582	93.8
諸支出金	3	0.0
予備費	100	0.0
歳出合計	1,354,203	100.0

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.122

7001 後期高齢者医療事務に要する経費 37,746,000 円 新規

[その他 37,746,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：一般会計繰入金 37,746,000 円]

目的

後期高齢者医療制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

内容

後期高齢者医療事務に係る経費であるが、主なものとして茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて行う健康診査のための経費や広域連合への共通経費の負担金である。

役務費	郵送料などの通信運搬費	2,794,000 円
委託料	健康診査や電算処理経費	10,176,000 円
負・補・交	広域連合負担金	21,505,000 円

2 徴収費 1 徴収費

[担当：国保年金課] P.123

7501 保険料徴収に要する経費 2,219,000 円 新規

[その他 2,219,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：一般会計繰入金 2,219,000 円]

目的

後期高齢者医療保険料を徴収し、後期高齢者医療の適正な運営を図る。

内容

茨城県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料を徴収するための経費であり、納付書を郵送するための経費等が主である。

役務費	郵送料などの通信運搬費	1,750,000 円
-----	-------------	-------------

2 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金

[担当：国保年金課] P.125

7501 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 1,269,582,000 円 新規

[保険料 672,893,000 円 その他 596,687,000 円 一財 2,000 円]

* 特財積算根拠

[保険料：特別徴収分 549,301,000 円]

[保険料：普通徴収分 123,592,000 円]

[繰入金：一般会計繰入金 596,687,000 円]

[諸収入：第三者納付金 2,000 円]

目的

医療給付費に対する取手市の負担分や取手市が徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療
広域連合へ納付するものである。

内容

保険料徴収分	672,893,000 円
低所得者軽減分	84,937,000 円
被扶養者軽減分	25,287,000 円
医療給付費負担分	486,463,000 円
延滞金・過料	2,000 円